

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1. 計画推進の課題

- ・都市計画マスタープランは、都市計画にかかる指針であり、計画の推進にあたっては、市民の意見、社会情勢、投資効果等を勘案しながら、事業の優先順位を決定するとともに、個別的、具体的な事業計画や地域地区の整備計画を策定することが必要である。
- ・事業実施にあたっては、庁内はもとより、国、県などの関係機関との調整による事業の効率化や各種制度の活用による財政負担の軽減が必要であり、事業目標の設定と効果の把握・検証を通じた一層の説明責任の向上も求められている。
- ・現在、人口減少や少子高齢化の進展、まちづくり三法等の各種法制度の改正など、社会環境が大きく変化しつつあり、今後ともそれらの変化を的確に見極め、具体的な事業との整合性を図る必要がある。
- ・地域内分権・市民主体のまちづくりの展開を進めており、地域のまちづくりを支援するためには、必要に応じて、条例の整備や地区計画制度等の普及、導入促進などが求められている。

2. 計画推進の基本方針

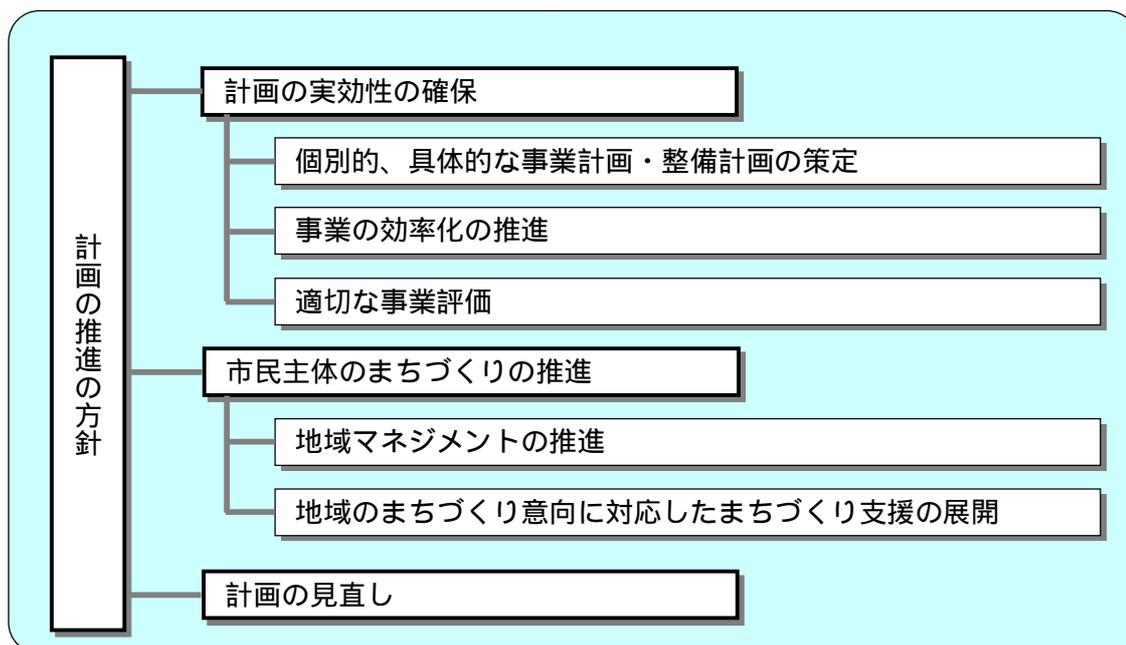
都市計画マスタープランは、本市の将来都市像を明示し、個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す誘導指針としての役割を担うものである。

そのため、計画の推進にあたっては、個別的、具体的な事業計画や地域地区の整備計画の策定を行うとともに、庁内及び関係機関が連携しつつ、事業の効率化や各種制度の活用による財政負担の軽減などの対応を図り、計画の実効性を確保していくことが必要である。

また、本市では、地域マネジメントによる地域内分権と住民自治の充実による市民主体のまちづくりに取り組んでおり、これらを支える支援策の充実など、市民主体のまちづくりを充実・発展させていくことが求められている。

このような状況をふまえ、以下の基本方針のもとで、計画を推進する。

施策の体系



3 . 計画の推進方針

(1) 計画の実効性の確保

1) 個別的、具体的な事業計画・整備計画の策定

- ・全体構想及び地域別構想に示される将来像の実現に向けて、本計画の方向性に基づき、個別具体の事業計画・整備計画の策定を行なう。

2) 事業の効率化の推進

- ・庁内及び関係機関が連携しつつ、市街地開発事業と併せた道路や公園、景観整備、下水道整備と併せた水道施設の耐震化改修の推進など、事業間の調整による事業の効率化を図る。
- ・事業の実施にあたっては、まちづくり交付金をはじめとした国庫補助制度の活用など本市の財政負担の軽減を図りつつ、適切な事業を展開する。
- ・都市計画税は、都市計画道路、都市計画公園、公共下水道、市街地開発事業などの都市計画事業に充当する目的税であり、都市計画税の受益と負担を明確化しながら、適切な課税と事業実施に努める。

3) 適切な事業評価

- ・事業の実施にあたっては、これまで以上の説明責任の向上が求められており、事業の目標設定と事業効果の検証など適切な事業評価を実施する。

(2) 市民主体のまちづくりの推進

1) 地域マネジメントの推進

- ・都市計画マスタープランに基づく個別具体の都市計画・事業の実施にあたっては、市民参加・市民主体のまちづくりを進める。
- ・地域マネジメントに基づき、市民参加・市民主体のまちづくりを発展・充実を図るため、地域振興拠点の設置と、概ね小学校区を単位として設立される住民協議会により、各地域の持つまちづくりの課題に対する、地域計画の導入、まちづくりのためのルールの設定と、その継続的な改善を含めたまちづくりを行っていくシステムづくりを進める。
- ・地域マネジメント活動を通じて、まちづくり意識の啓発・高揚、まちづくりに関わる人材の育成を図る。

2) 地域のまちづくり意向に対応したまちづくり支援の展開

- ・地域のまちづくり意向に応じて、地区の詳細なまちづくりのルール設定を支援するための地区計画制度の導入、普及促進の支援などの都市計画制度の活用、土地利用の誘導方策を検討するなど地域のまちづくり熟度に応じた支援を進める。

(3) 計画の見直し

- ・今後の人口減少や少子高齢化の進展、各種法制度の改正などの社会環境の変化や地域のまちづくりの気運の高まり等に対応するために、計画の中間時期などの適切な時期に計画の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。